

## 市第124号議案 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会条例の制定

### 1 趣旨

山下ふ頭の再開発に係る計画の策定に関する事項等を調査審議するため、市長の附属機関として、「横浜市山下ふ頭再開発検討委員会」を設置します。

### 2 検討委員会での検討内容

山下ふ頭の持つ優れた立地と広大な開発空間を活かし、横浜経済をけん引する新しい時代の象徴となるようなまちづくりを進めるため、市民意見を踏まえ、まちづくりの方向性、導入する施設等について検討を行います。

### 3 検討委員会の概要

(1) 所掌事務

山下ふ頭の再開発に係る計画の策定に関する事項等

(2) 委員構成

学識経験者等 20人以内

(都市計画、経済、観光、環境等の分野の学識経験者、地域や経済団体の関係者等)

(3) 設置期限

計画の策定に関する答申を市長が受けた日まで

### 4 施行予定日

令和5年2月22日

### 5 今後の予定

令和5年度春～1年程度 委員会を複数回開催、答申